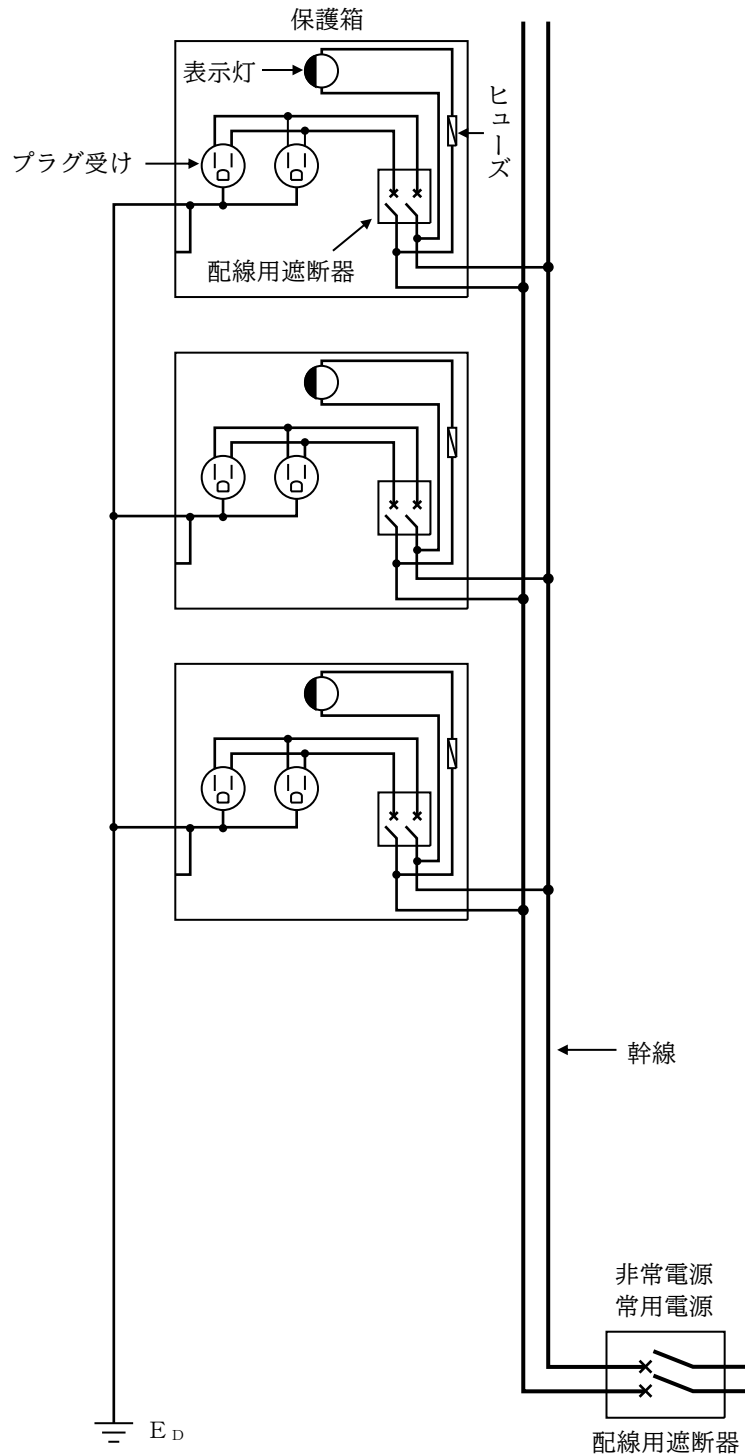


基準38 非常コンセント設備に関する基準

※無印：法令基準 ●：指導基準

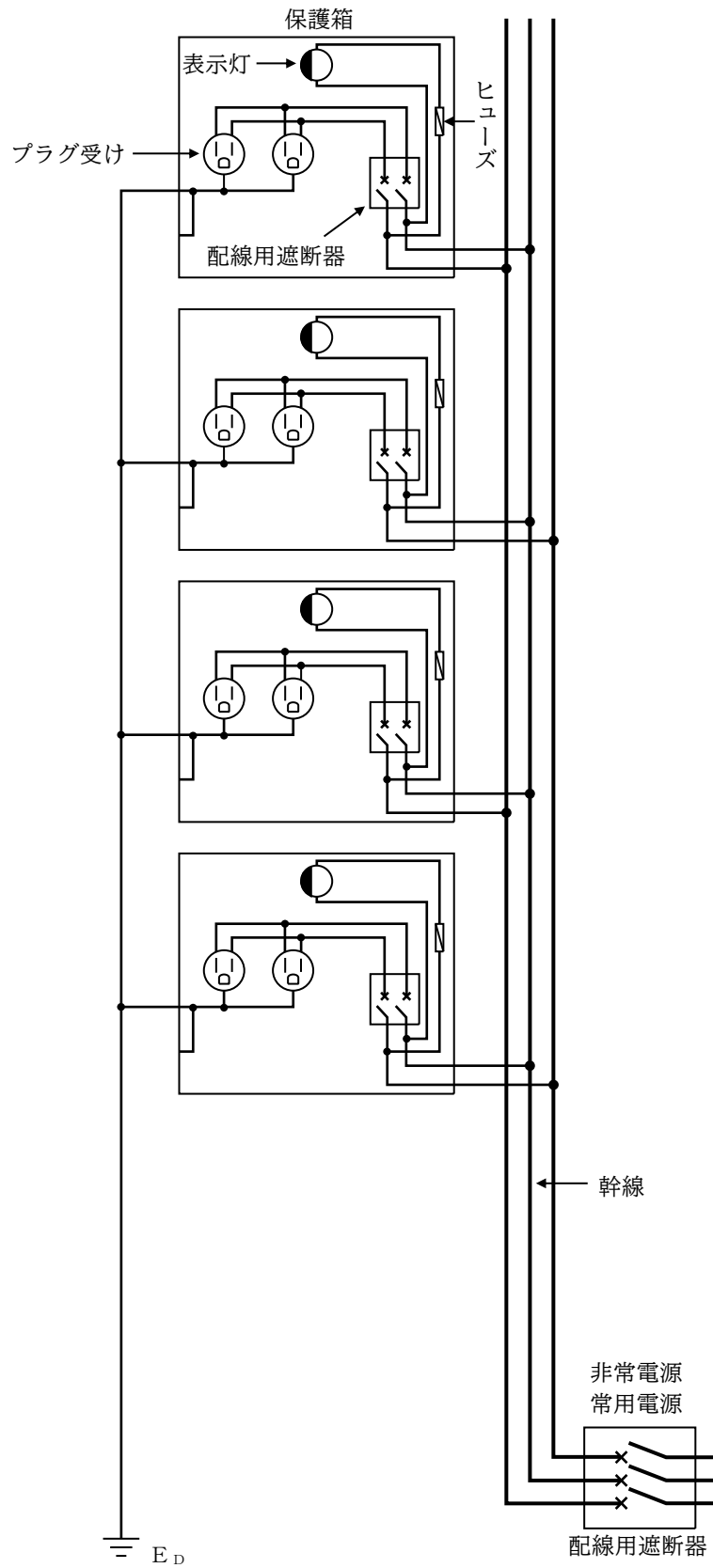
1 主な構成例

(1) 単相2線式の場合（基準38-1図参照）



基準38-1図

(2) 単相3線式の場合（基準38-2図参照）



基準38-2図

2 設置位置等

設置位置等は、政令第29条の2第2項第1号の規定によるほか、次によること。

(1) 建築物の階数

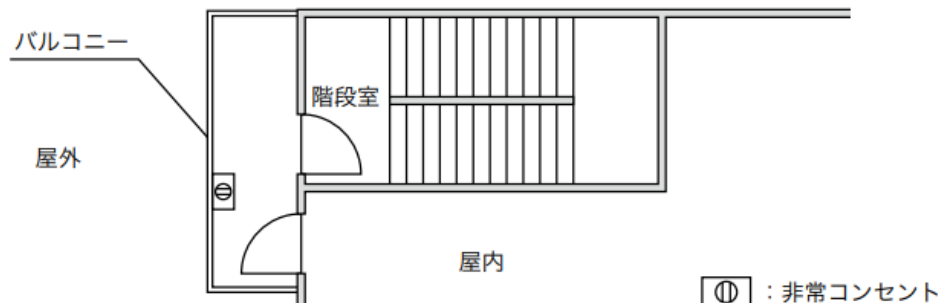
非常コンセント設備を設けなければならない建築物の階数については、建基令第2条第1項第8号の規定によるものであること。

(2) 非常コンセントの設置位置

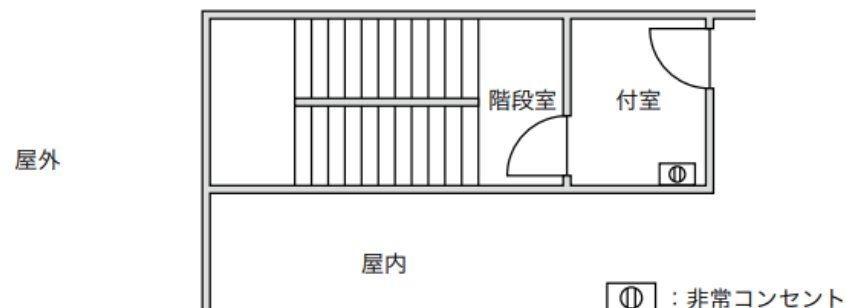
ア 非常コンセントの設置階は、11階以上の階及び地下街の各階とすること。

イ 政令第29条の2第2項第1号に規定する「その他これらに類する場所で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置」とは、特別避難階段のバルコニー若しくは付室又は外気に有効に開放されている部分で、かつ、直通階段から5m以内の位置をいうものであること。●（基準38-3図）

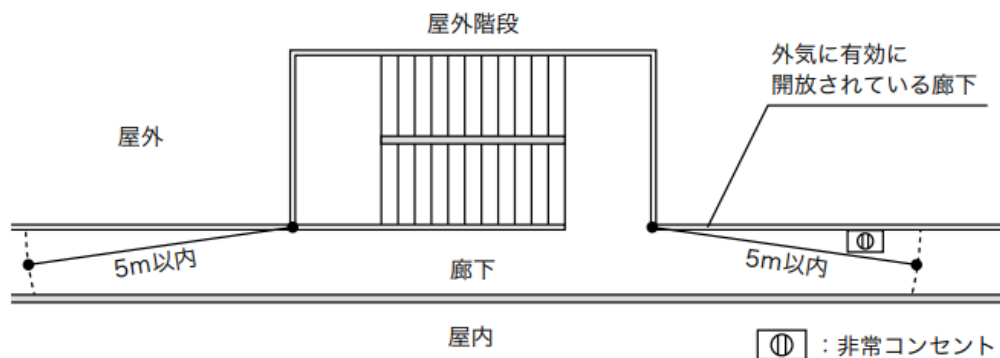
（例1）特別避難階段のバルコニーに設ける場合



（例2）特別避難階段の付室に設ける場合



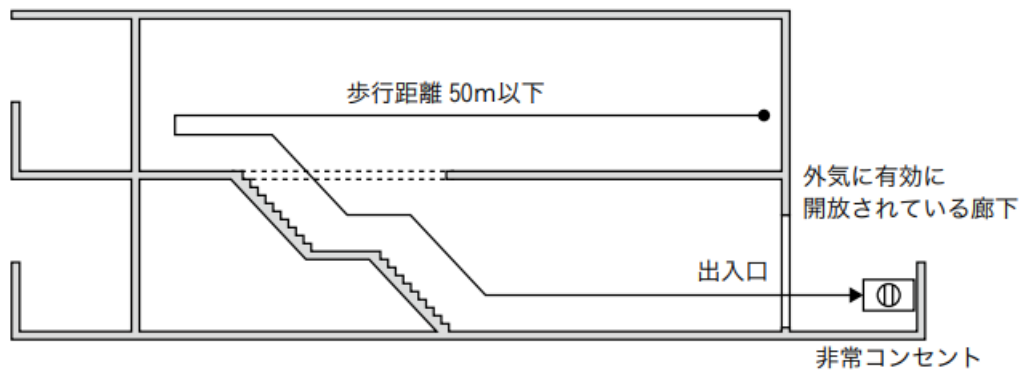
（例3）屋外階段から5m以内の外気に有効に開放されている廊下に設ける場合



基準38-3図

基準38 非常コンセント設備に関する基準

ウ 共同住宅等で、2階層が1住戸になっているもの等、非常コンセントを各階ごとに設けることが適当でないと認められるものにあつては、当該階の各部分から、前アの部分に設ける非常コンセントまでの距離を歩行距離が50m以下となるように設けること。（基準38－4図）

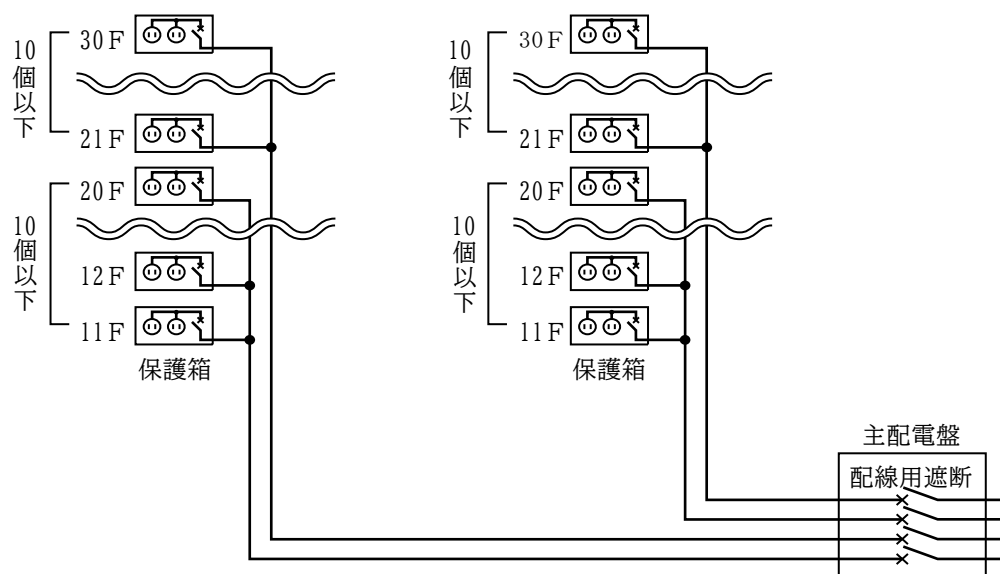


基準38－4図

3 電気の供給容量

電気の供給容量は、政令第29条の2第2項第2号並びに省令第31条の2第6号及び第7号の規定によるほか、次によること。

- (1) 非常コンセント設備の電気の供給容量（非常電源の容量算定にあつても同様とする。）は、一の回路につき、各階に設ける非常コンセントに単相交流100Vで15A以上の容量とすること。
- (2) 非常コンセント設備の幹線の容量は低圧で電気に供給を受けている場合は、電圧降下を標準電圧の2%以下となるように選定すること。●ただし、電気使用場所内に設けた変圧器から供給する場合は、3%以下とすることができる。
- (3) 省令第31条の2第7号に規定する「回路に設ける非常コンセントの数は、10以下」とは、基準38－5図の例に示すとおり、同一階に2以上の非常コンセントを設ける場合は、2系統以上（同一階の保護箱の数だけの専用回路）とし、1系統につき保護箱を10以下とすることをいう。●

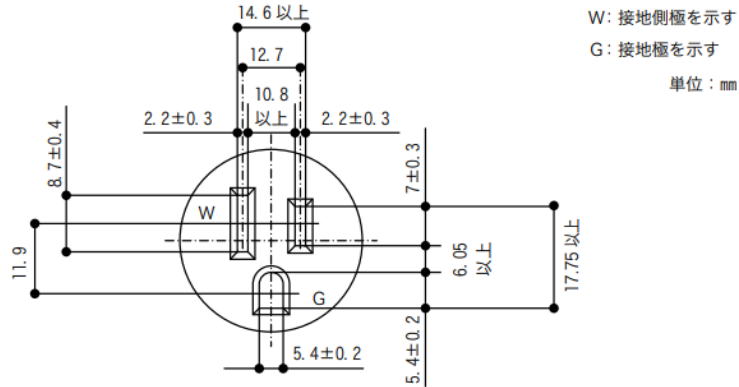


基準38－5図

4 非常コンセント

省令第31条の2第3号に規定する非常コンセントは、次によること。

- (1) 非常コンセントのプラグ受けは JIS C 8303 の接地型2極コンセント（JIS C 8303 - 2007：2 極接地極付差込接続器に限る。以下同じ。）のうち定格が15Aで125Vに適合するもので極数及び極配置は、基準38-6図によること。



基準38-6図

- (2) 保護箱内には、前(1)のプラグ受けを2個設けること。●

5 接地

省令第31条の2第4号に規定する接地工事は、前4のプラグ受けの接地極にD種接地工事を施すこと。

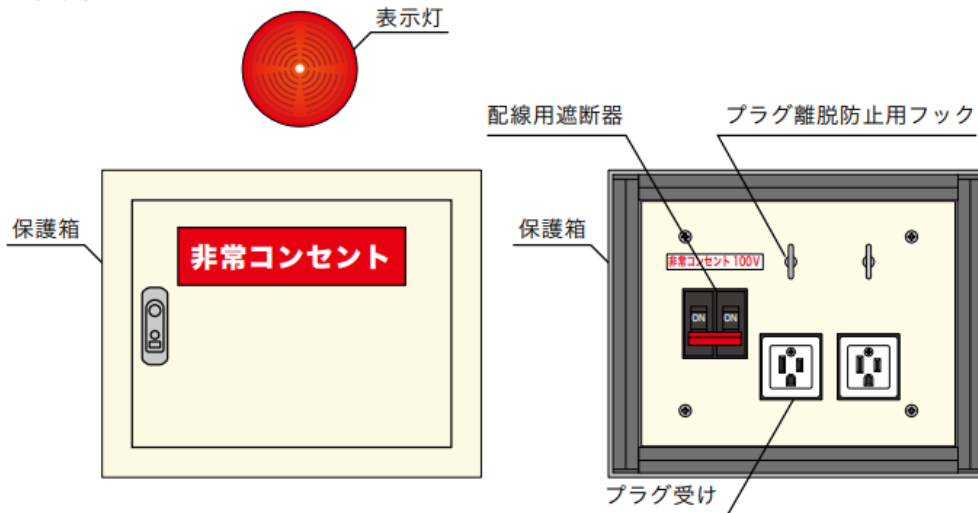
6 保護箱

省令第31条の2第2号に規定する保護箱は、次によること。（基準38-7図参照）

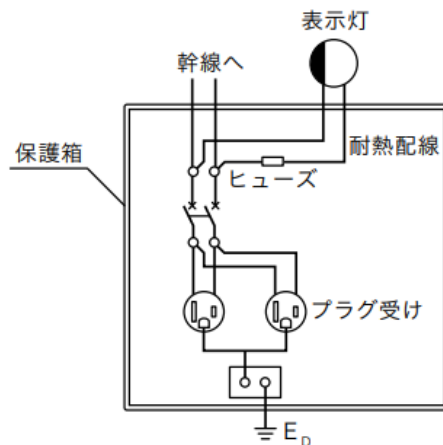
- (1) 保護箱は、耐火構造の壁等に埋込むか、又は配電盤告示第3第1号(2)に準じたものであること。●
ただし、火災の影響を受けるおそれの少ない場所にあつては、この限りでない。
- (2) 大きさは長辺25cm以上、短辺20cm以上とする。●
- (3) 保護箱に用いる材料は、防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとすること。●
- (4) 保護箱には、容易に開放できる扉を設けること。●
- (5) 保護箱内には、さし込みプラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。●
- (6) 保護箱には、前5で定める接地を施すこと。

（保護箱の設置例（表示灯を単独で設置した場合））

（姿図）



（系統図）



基準38－7図

7 電源及び配線

電源及び配線は、省令第31条の2第5号及び電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。

- (1) 電源からの回路は、主配電盤から専用回路とすること。
ただし、他の消防用設備等の回路を接続する場合で、当該回路による障害を受けるおそれがないものにあっては、この限りでない。
- (2) 前(1)の回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。●
- (3) 電源の配線用遮断器には、非常コンセントである旨、赤色の文字で表示すること。●
- (4) 専用回路の幹線から各階の非常用コンセントに分岐する場合は、分岐用の配線用遮断器を保護箱内に設けること。
- (5) 非常コンセントのプラグ受けは、前(4)の配線用遮断器の二次側から送り配線等で施工すること。
- (6) 前(4)の配線用遮断器は、100Vで15A以上の容量とすること。
- (7) 受電用配電盤等に設けた各系統別引き出し用の配線用遮断器と各階に設置する非常コンセント用の配線用遮断器とは、保護協調をとること。
- (8) 分岐する場合に用いるプルボックス等は、防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものをを用い

ること。

- (9) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。

8 非常電源及び配線

省令第31条の2第8号に規定する非常電源及び非常電源回路の配線は、基準19 非常電源によること。

9 標示

標示は、次によること。

- (1) 省令第31条の2第9号イに規定する保護箱の表面に表示する「非常用コンセント」の文字の大きさは、1文字につき各辺の長さが2cm以上とすること。●
- (2) 省令第31条の2第9号ロに規定する保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、基準18 屋内消火栓設備に関する基準の赤色の灯火を準用すること。
- (3) 灯火の回路の配線は、前7(4)の配線用遮断器の電源側から分岐し、当該分岐回路には保護用のヒューズを設けること。●

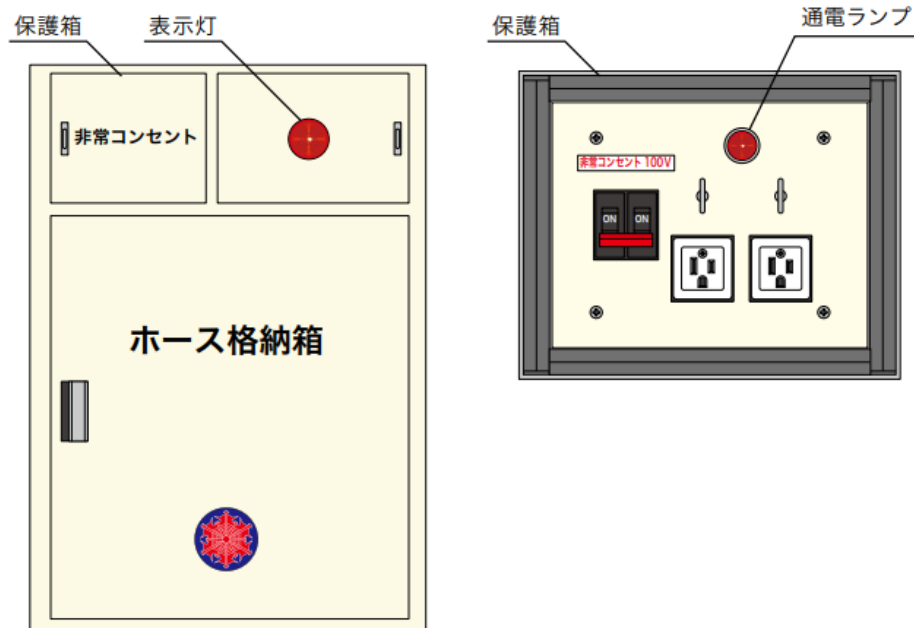
10 消火栓箱等と保護箱との接続

保護箱を屋内消火栓箱、補助散水栓箱又は連結送水管のホース格納箱（以下「消火栓箱等」という。）に接続する場合は、次によること。●

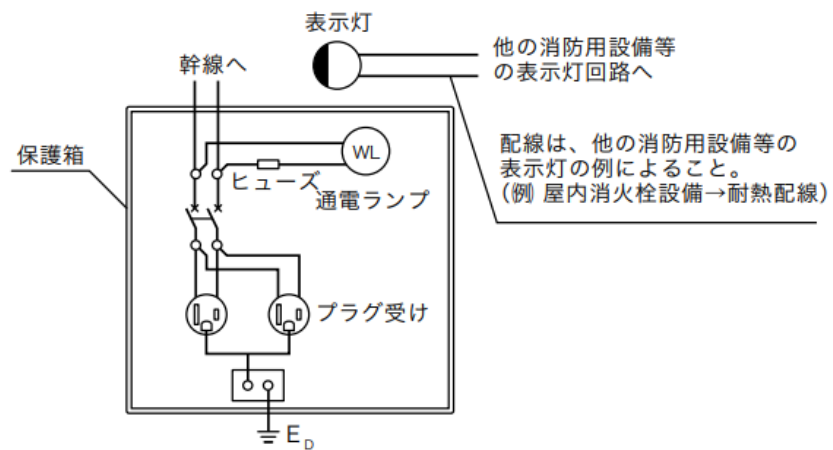
- (1) 保護箱は、消火栓箱等の上部とすること。
- (2) 消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料で区画すること。
- (3) 消火栓箱等部分の扉と保護箱の扉は、別開きができるようにすること。
- (4) 表示灯は、次により他の消防用設備等と兼用することができる。（基準38-8図参照）
 - ア 表示灯の回路の配線は、兼用した当該他の消防用設備等の例によること。
 - イ 保護箱に通電状態にあることを示す電灯を設置すること

（表示灯を他の消防用設備等と兼用した場合の配線例）

（姿図）



（系統図）



基準38－8図